

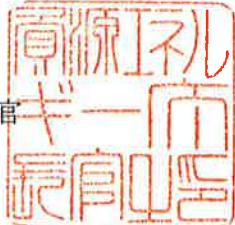
経済産業省

20160606 資 庁 第 1 号

平成 28 年 6 月 8 日

石灰石鉱業協会 会長 殿

経済産業省資源エネルギー庁長官



夏季の省エネルギー対策について

上記の件について、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、別紙のとおり決定されましたので、政府関係機関、関係団体、関係業界及び地方公共団体等においても、組織内はじめ関係者に対し省エネルギーの呼び掛けを行うとともに、その普及広報について御協力いただくよう要請することといたしました。

省エネルギーの推進につきましては、かねてより積極的に御協力いただいているところですが、貴団体におかれましても、以上の趣旨を踏まえ、今回の協力要請事項の周知徹底方よろしくお願ひいたします。

夏季の省エネルギー対策について

平成28年5月31日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年最終エネルギー消費量は緩やかな減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門（住宅・ビル等）を中心に、更なる省エネルギー対策が必要である。特に近年、シェールオイルの増産等を背景に、原油価格が下落しているものの、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、中長期的には、化石燃料の市場価格に対する上昇圧力は依然として高いと言える。こうしたエネルギー価格の不安定化は、国民生活全般及び事業者の経済活動に対して、大きな影響を与える要因となっている。特に大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー効率の向上を徹底して進め、エネルギー供給量や価格変動に柔軟に対応できる社会経済を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、この解決に向けて、国内外のエネルギー効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況にあって、我が国では昨年7月に総合資源エネルギー調査会において「長期エネルギー需給見通し」を決定し、徹底した省エネルギーを推進し、2030年度までに5,030万kWh程度の省エネルギーを実現することが示された。また、同7月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定した。この「日本の約束草案」や昨年12月に合意されたパリ協定を踏まえ、本年5月13日に「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という）」が閣議決定され、地球温暖化対策の中でも徹底した省エネルギー対策を進めていくこととなっている。

これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギー対策を実施する必要がある。

本会議では従来より、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けってきた。2016年度夏季においては、省エネルギー対策を決定し、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとする。

I. 国民運動の展開

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・低炭素社会に転換していくための取組を展開している。

また、本年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」においても、地球温暖化対策計画の記載事項として地球温暖化対策のための普及啓発等を追加し、普及啓発・国民運動を抜本的に強化することとしている。

省エネルギー・低炭素社会への転換は、我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

- ・省エネルギー対策に対する国民各層の理解と協力を得るために、省エネルギー関連の展示会への政府出展や家電製品の省エネルギー性能カタログによる情報発信、WEBシステム「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・低炭素型の製品の買換え、省エネルギー月間の広報など、産業、民生（業務・家庭）、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
- ・現在実施している全国的な国民参加型の省エネルギーキャンペーンを継続・拡大強化して実施する。
- ・クールビズの実施徹底を促進し、実施率のさらなる引き上げを図る等、国民運動「COOL CHOICE」の推進を通じたライフスタイルの転換を引き続き呼びかけていく。
- ・自治体の庁舎・建築物の省エネ改修・建替えを進め、地域の省エネの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO₂対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
- ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・低炭素型の製品やサービスを選ぶ具体的な行動を喚起するための国民運動「COOL CHOICE」を実施し、旧式のものから省エネルギー・低炭素型のものへの切り替えを進めて行く。

II. 産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びNPO等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼びかけを行うよう、協力を要請する。

その際、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS等）の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、特に電力需給の状況が厳しい地域において省エネ診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図1]及び国際エネルギースターロゴ[図2]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]やスマートライフジャパン推進フォーラムの活動[参照2]を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、照明、電気便座の購入に当たっては、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、より省エネ性能の高い製品を選択する観点から、統一省エネルギーラベル[図3]による5段階の省エネ性能表示に留意し、トップランナー制度の対象機器に追加された電球形LEDランプを含め、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。消費者によ

る上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（通信販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

[参照 1] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[参照 2] スマートライフジャパン推進フォーラムホームページ

<http://smart-life-japan.jp/>

[図 1] 省エネルギーラベル（例）



[図 2] 国際エネルギースターロゴ



[図 3] 統一省エネルギーラベル（例）



2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCDの評価を踏まえ、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組

方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。

- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供

するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用ができる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

P D C Aサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ（ISO50001 ポータルサイト）
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。